

西東京市告示第29号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、次のように市道の区域の変更及び供用の開始をしたので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

西東京市長 池澤隆史

- 1 路線名並びに区域変更及び供用開始の区間
別紙のとおり
- 2 区域変更及び供用開始の概要
別図のとおり
- 3 区域変更及び供用開始の期日
令和8年2月20日
- 4 関係図面を縦覧する場所並びに期間及び時間
 - (1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
 - (2) 期間 令和8年2月20日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

別紙

区域変更及び供用開始調書

No.	路線名	区域変更の区間	区域変更に係る敷地の幅員及び延長			供用開始の区間
				幅員 (m)	延長 (m)	
1	市道 116 号線	起点 保谷町六丁目1120番294地先	変更前	3.64~3.82	21.06	起点 保谷町六丁目1120番294地先
		終点 保谷町六丁目1120番6地先	変更後	4.82~5.00	21.06	終点 保谷町六丁目1120番6地先
2	市道 1391 号線	起点 緑町二丁目2494番85地先	変更前	4.16	20.29	起点 緑町二丁目2494番85地先
		終点 緑町二丁目2494番45地先	変更後	5.31~5.51	20.29	終点 緑町二丁目2494番45地先
3	市道 2014 号線	起点 富士町四丁目788番6地先	変更前	3.87	41.87	起点 富士町四丁目788番6地先
		終点 富士町四丁目788番2地先	変更後	4.50	41.87	終点 富士町四丁目788番2地先

案内図（区域変更及び供用開始）

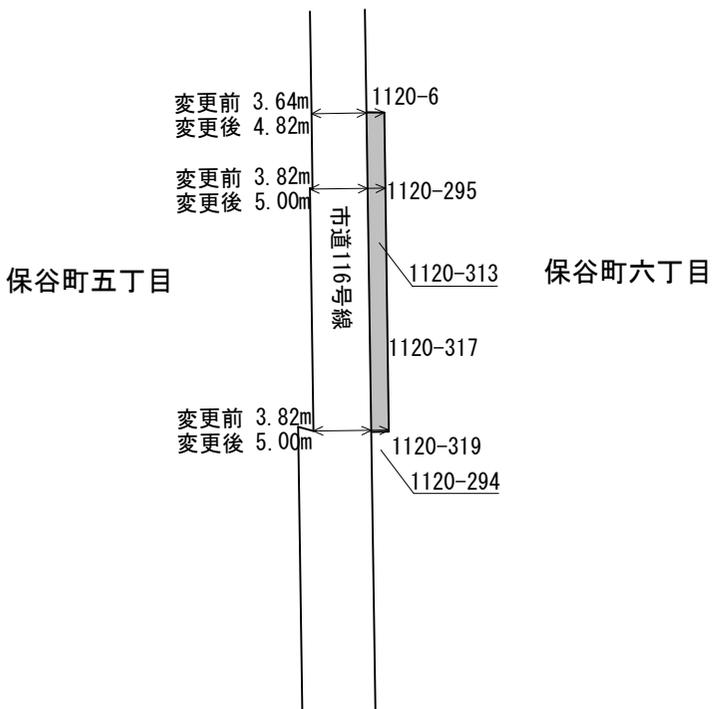


市道一一六号線区域変更及び供用開始略図

起点 保谷町六丁目一一二〇番二九四地先
終点 保谷町六丁目一一二〇番六地先

編入及び供用開始区域

延長 二一・〇六メートル
面積 二四・七九平方メートル



案内図

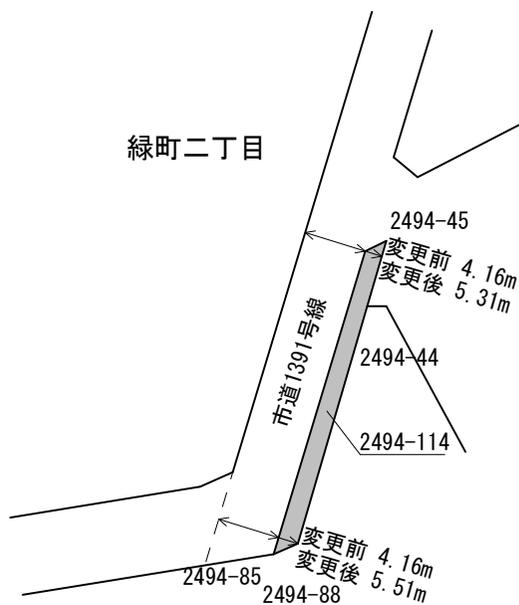


市道一三九一号線区域変更及び供用開始略図

起点 緑町二丁目二四九四番八五地先
終点 緑町二丁目二四九四番四五地先

編入及び供用開始区域

延長 二〇・二九メートル
面積 二六・一三平方メートル



案内図

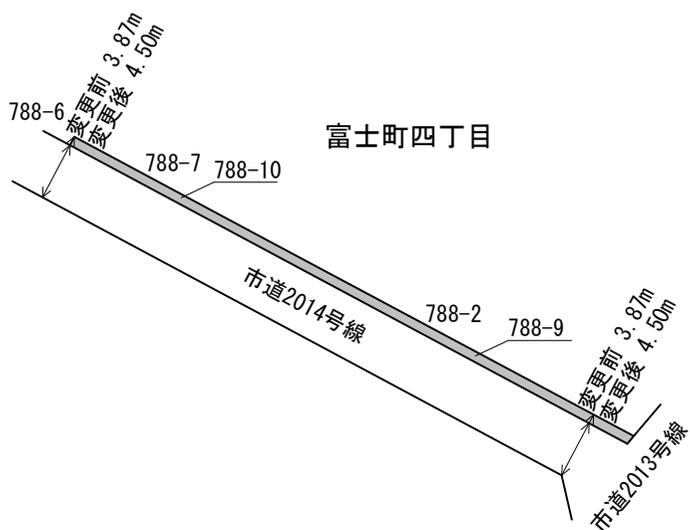


市道二〇一四号線区域変更及び供用開始略図

起点 富士町四丁目七八八番六地先
終点 富士町四丁目七八八番二地先

■ 編入及び供用開始区域

延長 四一・八七メートル
面積 二六・二六平方メートル



案内図

